（写真提供：三岐鉄道株式会社）

新　年　号

第141号　2023年1月1日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目1－10
ＴＥＬ 059－353－3910
ＦＡＸ 059－352－1311

新年のご挨拶

一般社団法人四日市労働基準協会
会　長　　山﨑　長徳

新年あけましておめでとうございます。
皆様、新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
日頃は当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。
引き続き変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、近年ではご存じの通り「SDGs」という言葉が広く認知されています。
SDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）は2015年の国連サミットで採択された目標で、「持続可能性」が重要なテーマとなっています。
企業においては、「社会活動」「経済活動」「地球環境」等の分野で持続可能な取り組みが一層求められております。
日本でもSDGsに対する企業の理解が進み、推進に取り組む企業は年々増加しています。2022年に帝国データバンクが行った「SDGsに関する企業の意識調査」では、前年の調査より12.5ポイント多い52.2％の企業が取り組みに積極的な姿勢を示しました。なかでも、現在　力を入れている、および今後取り組みたいSDGsの目標では、いずれも『目標8. 働きがいも経済成長も』がトップとなっています。
この数年で世の中の価値観や習慣が一変する中で、これからの企業においては事業成長だけでなく、働き方においても『持続可能』であることがますます重要になってくるのではないでしょうか。
このような企業の取り組みは単なる社会課題解決に向けた貢献だけでなく、企業価値の向上やビジネスチャンスの獲得にも繋がっていくものと考え、各社　情報発信や共有をしながら、その会社にできることを積極的に取り組んでいく事が必要になっていくでしょう。

迎えた今年は、癸卯（みずのとう）年です。
干支では一般には十二支が使われ、癸卯年は十二支の中の4番目　兎（うさぎ）年と呼ばれます。 昨今、コロナ禍やウクライナ戦争の影響で世の中が大きく変化し、先行きの見えない毎日が続いていますが、兎は、その跳躍する姿のイメージより「飛躍」、「向上」、「成長」を象徴するものとして、景気が上向きに跳ねる、回復すると言われており、経済面では縁起の良い年として知られているようです。
今年一年　会員各位、皆様がご活躍され、将来に向けポジティブで明るい年になりますことを祈念し、新年のご挨拶と致します。

謹賀新年

令和五年の新春にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
会員皆様の益々のご隆昌を心からご祈念申し上げますとともに今後とも変わらぬご協力をお願い申し上げます。
令和五年元旦

会長　山﨑　長徳
副会長　伊藤　豊久
〃　下田　典史
理事　草川　嶺嗣
〃　岩間　英二
〃　渡邉　一陽
〃　依田　英樹
〃　二井　悠介
〃　福留　清文
〃　木室　康弘
〃　山根　竜
〃　坂井　敏也
〃　田熊　克彦
〃　元木　禎史
〃　田中　正人
監事　池内　定光
〃　伊藤　裕人
事務局長　鍋島猪一郎
事務局　堀　めぐみ
〃　斉藤　悦子

新春を迎えて

四日市労働基準監督署長
松　田　　滋

謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は四日市労働基準協会員の皆様には、私ども労働行政の運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年のサッカーワールドカップ（W杯）カタール大会では、日本選手の活躍に胸躍り、一喜一憂しましたが、翻って日本国内での新型コロナウイルス感染症の拡大懸念は続き、諸外国チームの行動制限のない応援の姿との違いに違和感を覚えたものでした。本年こそは、このパンデミックが過去の出来事となるような社会になることを切に願います。

さて、管内の労働災害の状況については、昨年は職場における新型コロナウイルス感染症による被災者が多発したことを除いても、休業4日以上の死傷災害の総件数は2年続いて大幅に増加する結果となりました。

死亡災害についても、年末には一度に3人が被災し2名が亡くなるという重大災害も発生しました。

この労働災害の急増により、昨年は900件を超える（未確定）発生が見込まれ、これは第13次労働災害防止計画の最終目標にはほど遠く、平成10年以来24年ぶりの発生状況となってしまいました。

労働災害が多発した原因は単純なものではないと考えますが、新型コロナ感染症による影響があることは否定できないと思っています。

数次にわたる行動制限や職場感染者の発生による厳しい人員体制などで、今まで行ってきた安全対策が疎かになっていたことも考えられます。

従来から行っていた安全対策に劣化がないか、また、コロナによって変化したものがあるとすれば、変化に対応した安全対策となっているか、確認いただければと思います。

本年は、第14次労働災害防止計画の策定が予定され、新たな中期計画のスタートの年となります。改めて労働災害はあってはならないものと気持ちを新たにし、労働災害の減少に向け我々職員も取り組んでまいる所存です。

貴協会員の皆様におかれましては、近年の災害多発状況に御理解いただき労働災害防止対策の一層の取組により、本年の無災害を達成いただけますよう祈念いたしております。

最後に、四日市労働基準協会の益々の御発展と会員皆様の御健勝を祈念申し上げ年頭の挨拶とさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただかなくても手続できます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続については、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、「e-Gov（イーガブ）」から、電子申請を利用して行うことができます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、できるだけ労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用をおすすめします。

電子申請がただちに利用できない場合には、郵送により届出・申請することも可能です。

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出など	●**時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）** ●**就業規則の届出** ●**１年単位の変形労働時間制に関する協定届**　など
最低賃金法に定められた申請など	●**最低賃金の減額特例許可の申請**　など

※　e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

導入も簡単です

○　令和３年４月から電子署名、電子証明書が不要になりました。
○　①e-Govからアカウントを登録、②フォーマットに必要事項を入力することで届出・申請が可能です。

電子申請の方法

「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○　ホームページは

⇒　e-Gov　検索

を検索してください。

電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、　e-Gov 事前準備　検索　を検索してください。

職場における新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1
ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT 2
リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT 3
化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT 4
自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1‥‥国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
※2‥‥厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
※3‥‥皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

SDS及び作業現場の確認

リスクアセスメントの実施

リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

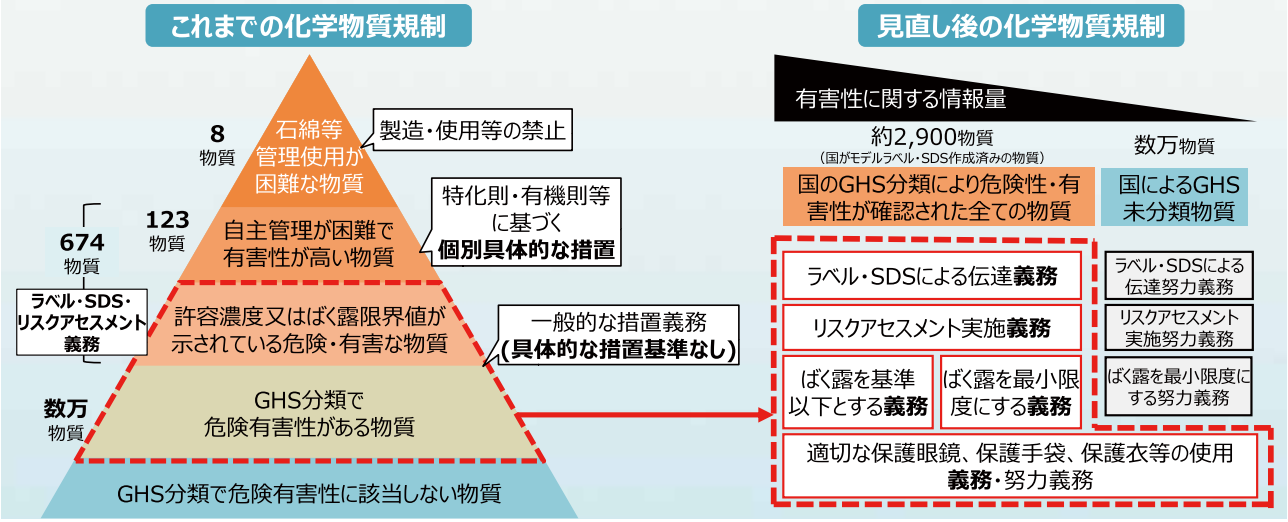

施行期日:令和4年5月31日、一部については令和5年4月1日又は令和6年4月1日

改正内容等について、詳しくは厚生労働省のHPをご確認ください。　**詳細はこちら**

令和4年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

四日市労働基準監督署

令和4年11月末現在

業種	年別	令和3年 死亡者数	令和3年 死傷者数	令和4年 死亡者数	令和4年 死傷者数	対前年比 死亡 人数	対前年比 死亡 %	対前年比 死傷 人数	対前年比 死傷 %
合計		8	589	5	681	−3人	−37.5%	+92人	+15.6%
製造業	食料品		27		51			+24人	+88.9%
	繊維工業		1		3			+2人	+200.0%
	衣服その他繊維		2		1			−1人	−50.0%
	木材・木製品		5		2			−3人	−60.0%
	家具・装備品				1			+1人	
	パルプ・紙加工品	1	2		1	−1人	−100.0%	−1人	−50.0%
	印刷・製本		1					−1人	−100.0%
	化学工業		13	1	21	+1人		+8人	+61.5%
	窯業土石製品	1	19		17	−1人	−100.0%	−2人	−10.5%
	鉄鋼業		10		9			−1人	−10.0%
	非鉄金属		3					−3人	−100.0%
	金属製品		24		28			+4人	+16.7%
	一般機械器具		14		24			+10人	+71.4%
	電気機械器具		11		17			+6人	+54.5%
	造船		1		1			±0人	±0.0%
	造船業以外の輸送用機械等		11		12			+1人	+9.1%
	電気・ガス・水道業				1			+1人	
	自動車整備・機械修理業		1		3			+2人	+200.0%
	上記以外の製造業		9		8			−1人	−11.1%
	小計	2	154	1	200	−1人	−50.0%	+46人	+29.9%
鉱業	採石業		1		1			±0人	±0.0%
	上記以外の鉱業								
	小計		1		1			±0人	±0.0%
建設業	土木工事	1	19	2	23	+1人	+100.0%	+4人	+21.1%
	木造家屋建築工事		7		7			±0人	±0.0%
	木造家屋以外の建築工事	1	33		26	−1人	−100.0%	−7人	−21.2%
	その他の建設業	1	21	2	23	+1人	+100.0%	+2人	+9.5%
	小計	3	80	4	79	+1人	+33.3%	−1人	−1.3%
運輸業	旅客運送業		6		6			±0人	±0.0%
	道路貨物運送業		82		91			+9人	+11.0%
	港湾運送業		3		2			−1人	−33.3%
	上記以外の運送業		11		13			+2人	+18.2%
	小計		102		112			+10人	+9.8%
第一次産業	林業								
	農業・畜産業		8		8			±0人	±0.0%
	水産業								
	小計		8		8			±0人	±0.0%
第三次産業等	商業 小売業	1	75		82	−1人	−100.0%	+7人	+9.3%
	商業 うち新聞販売業	1	9		14	−1人	−100.0%	+5人	+55.6%
	商業 上記以外の商業	1	10		20	−1人	−100.0%	+10人	+100.0%
	通信業		11		11			±0人	±0.0%
	保健衛生業 社会福祉施設		38		50			+12人	+31.6%
	保健衛生業 医療保健業・その他		24		17			−7人	−29.2%
	接客娯楽業 旅館業		4		2			−2人	−50.0%
	接客娯楽業 飲食店		18		20			+2人	+11.1%
	接客娯楽業 ゴルフ業		6		13			+7人	+116.7%
	接客娯楽業 上記以外の接客娯楽業		5		8			+3人	+60.0%
	清掃業 ビルメンテナンス業		7		5			−2人	−28.6%
	清掃業 産業廃棄物処理業	1	16		12	−1人	−100.0%	−4人	−25.0%
	清掃業 上記以外の清掃・と畜業		2		3			+1人	+50.0%
	警備業		7		8			+1人	+14.3%
	上記以外の事業		21		30			+9人	+42.9%
	小計	3	244		281	−3人	−100.0%	+37人	+15.2%

資料出所　四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」

注：死亡者数は内数であらわしたもの。新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害（令和4年543人、令和3年113人）を除く。

最低賃金が改定されました

三　重　県　最　低　賃　金				
時間額 933 円（令和4年 10 月1日発効）				
特定（産業別）最低賃金				効力発生日
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	28円up	時間額	970 円	令和4年12月21日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	25円up	時間額	952 円	令和4年12月21日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	25円up	時間額	987 円	令和4年12月21日

※「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額 933 円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

四日市労働基準監督署業務課からのお知らせ

◎人事異動

9月1日付

転入	労災第１課　給付調査官　武石健吾	転出	労災第１課　小澤幸英

◎FAX業務の原則廃止について

従来、労働基準監督署におきましては、事業主の皆様との連絡の手段としてFAXを使用してきました。FAXの使用については、デジタル化や効率性の点から問題があり、速やかに廃止する予定です。代替の連絡方法としてはメールを活用する方向ですので、今後メールアドレスの取得にご協力をいただく場合がありますのでよろしくお願いします。

◎11月

前号には紙面の関係で掲載できませんでしたが、11月は「過労死等防止啓発月間」と「労働保険未手続事業一掃強化期間」でした。

「過労死等防止啓発月間」中には、過重労働解消キャンペーンの実施や過労死等防止対策シンポジウムの開催、過重労働解消相談ダイヤルの設置がされました。STOP!過労死の多彩な取組みを通じて、新しい時代の新しい働き方を考えていただくきっかけになったと思います。

「労働保険未手続事業一掃強化期間」では、働くを守る。暮らしを守る。労働保険をキャッチフレーズに労働者を1人でも雇っている事業場は、労働保険の加入義務があることを周知・啓発しました。

■■　講習・教育　■■

開催月日 月	開催月日 日	種別	修了者数（ ）内申込定員
10	7～9	アーク溶接等業務特別教育	28
	12～13	職長等教育［建設業を除く］	32
	24	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育【追加】	49
	26	KYT実践研修	23
	29	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	30
11	7～8	安全衛生推進者養成講習	25
	11･13	クレーン運転業務特別教育	37
	17～18	職長等教育［建設業を除く］【追加】	30
	25	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	50
12	2～3	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	36
	5	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	85
	6	特定粉じん作業従事者特別教育	21
	8～9	職長等教育［建設業を除く］	29
	13～14	安全管理者選任時研修	32
	16	KYT実践研修	31
令和5年/1	16～17	職長等教育［建設業を除く］	(32)
	21	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(30)
	23～24	職長・安全衛生責任者教育	(32)
	27	低圧電気取扱業務特別教育	(60)
2	3～4	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	(36)
	8～9	職長等教育［建設業を除く］	(32)
	10	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	(90)
	17･19	クレーン運転業務特別教育	(40)
	15～16	安全管理者選任時研修	(40)
3	3～5	アーク溶接等業務特別教育	(30)
	8	KYT実践研修	(32)
4	4･5･6･7	新入者安全衛生教育	(180)
	22	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(30)
	24	熱中症予防対策労働衛生教育	(40)
	25	KYT実践研修	(32)
	27～28	職長等教育［建設業を除く］	(32)

■■　協会のうごき　■■

開催月日 月	開催月日 日	事項	場所
10	4	三重県産業安全衛生大会	三重県文化会館
	14	総務委員会（第2回）	当協会会議室
	18	理事会（第2回）	当協会会議室
	19～21	全国産業安全衛生大会	マリンメッセ福岡
11	2	正副委員長会議（第3回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（第3回）	当協会会議室
	22	四日市地方産業安全衛生大会＆優良勤労者表彰式	式典は中止（安全衛生優良事業場・功績者賞のみ当協会会議室にて表彰状授与）
12	7	年末年始無災害推進特別研修（第3回安全衛生セミナー）【追加】	当協会会議室
令和5年/1	12	安全祈願・賀詞交換会	伊勢神宮（関係者のみ）
	26	安全衛生セミナー（第4回）	当協会会議室
2	2	正副委員長会議（第4回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（第4回）	当協会会議室
	21	労務管理講習会	当協会会議室
4	14	会計監査	当協会応接室
	17	総務委員会（2023年度第1回）	当協会会議室
	18	安全衛生委員会（2023年度第1回）	当協会会議室
	20	理事会（2023年度第1回）	当協会会議室

令和4年度　安全・衛生優良事業場表彰及び個人表彰

◆2022年度（一社）四日市労働基準協会長表彰（敬称略）

《安全衛生優良事業場表彰》

株式会社クスノキケミコ
東洋化工機株式会社
三重機械鉄工株式会社
三鈴工機株式会社

《安全衛生功績者表彰》

井川　孝　（一般社団法人四日市労働基準協会）
岡村　正　（伊藤製油株式会社）
佐藤　滋晃　（富士電機株式会社）
杉野　友紀　（株式会社三十三銀行）
吉川　健一　（トーア紡マテリアル株式会社）

《優良勤労者表彰》

山添　純治（阿倉川運送株式会社）ほか161名

◆令和4年度中央労働災害防止協会　緑十字賞受賞者

安全衛生部門　岩間　英二　（株式会社岩間化学）

会員事業場のご紹介

「5S活動を通じた安全衛生の取組み」

四日市合成株式会社

1. 会社紹介

当社は、四日市第一コンビナートに位置し、1959年の設立により非イオン界面活性剤の受託製造を開始。1968年には自社品製造拠点として六呂見工場を竣工し、アルキルフェノール誘導体、グリシジルエーテル等の製造を行っています。当社製品は化学品中間体として、シャンプーや化粧品、スマホなど暮らしの中の様々な素材や部材に活用されています。

四日市工場　正門

（四日市工場）

（六呂見工場）

2. 安全衛生に関する取組み

① YGPM活動（Yokkaichi Gosei's Productive Maintenance）

1990年から、当社の安全基盤となっているYGPM活動を行っています。約30年間、(1)技術伝承(2)安全で綺麗な職場作り(3)5Sの効率化を目的に、全社員が参加しています。徹底的な5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣化）を行い、工場内をきれいにすることで、設備の異常を早期に発見し、事故を未然に防いでいます。また、この活動では工場内を全社で統一した基準の塗装とすることで操作ミスの未然防止に役立てています。

備品管理

バルブ塗装

② “健康経営優良法人”、“三重とこわか健康経営カンパニー”の認定取得

当社では、健康経営をレスポンシブル・ケア（RC）の一部として考え、RC委員会を承認・監査機関とし、総務人事担当部門を健康づくり担当として位置づけ、従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいます。

・健康経営優良法人（中小規模法人部門）　2022年3月9日付で2年連続認定
・三重とこわか健康経営カンパニー　2022年7月1日付で3年連続認定

3. 終わりに

当社は、安全方針として「私達は全ての事業活動において　安全を意思決定の最も重要な要素と位置付け　安全に操業します」を掲げ、その他「品質」「環境」「人財育成」の各方針と共に、安全・品質・環境に関して、全社一丸となって取り組みを行っています。今後も初心を忘れることなく安全衛生活動を継続的に取り組みます。

令和４年　三重労働基準協会連合会長表彰
優良事業場賞（安全衛生表彰）を受賞